

名古屋市告示第208号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 7年 4月 3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号
みどりの風グループ
代表者 千田 博之
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る歳入
名古屋市みどりが丘公園条例（昭和63年名古屋市条例第29号）第16条第 1
項に規定する管理料及び第18条第 2項に規定する手数料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 7年 3月11日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 7年 4月 1日

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課